

平成 29 年度 第 1 回富良野市緑化審議会議事録

日 時 平成 29 年 9 月 27 日（水） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

場 所 市役所 3 階 第 3 会議室

出席者 石川委員、荏原委員、鎌田委員、梶委員、萱原委員、佐藤委員、藤井委員、
横山委員、吉田委員

事務局 吉田建設水道部長、小野都市建築課長、長尾都市建築係長、竹内都市建築係主査、
上野都市建築係主査

1. 開 会（午後 3 時 30 分～）

（事務局） ※会長選出までは事務局で進行

- ・ただいまより、平成 29 年度第 1 回富良野市緑化審議会を開催します。
- ・本日は委員 9 人全員のご出席を賜りました。出席者が過半数を超えていますので、富良野市緑化推進条例施行規則第 10 条の規定により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

2. 辞令交付

（事務局）

- ・はじめに、平成 29 年 9 月 1 日付けで委嘱いたします審議委員の辞令交付を行います。

（市長より 9 名に辞令交付）

3. 市長挨拶

（市長）

- ・ただ今、緑化審議委員の皆様にご辞令を交付させていただきました。
- ・緑化審議会につきましては、日頃より、緑化に対する理解を示していただき、基本計画の策定等に関しご協力をいただいていることに、心から敬意を申し上げます。
- ・本市においては、田園都市の中で、森林の役割については、残念ながら昔ほどの状況にはないという印象を最近は受ける訳ですが、昨年の台風により、森林も相当な被害を受けているという状況にあり、市が管理する森林についてもなかなか整備する事が少なくなってきました。あわせて、植樹などについても、過去に比べると少なくなってきたと感じられます。
- ・緑豊かな富良野という事で、基幹産業である農業、観光が盛んになって今日に至ったという状況にありますので、どちらの基幹産業も維持していくためにも、緑化というものを大切に、富良野の恒久的なまちづくりに寄与するような助言をいただく事を皆様方をお願いいたします。
- ・どのまちでも人口減少、少子高齢化の問題をかかえ、国でも地方創生、まち、ひと、仕事の戦略を市町村において作ることを指示しており、本市においても色々な角度から地方創生の取り組みを実施している状況で、これに関し、審議会等のあり方が重要視される状況になってきました。

- ・富良野市の恵まれた環境の中で、自然を大切にし 森林をどう育て行くか、そして都市部においても、バランスのとれたまちづくりをどう進めていくか、これらが今後の課題となっていくと考えます。
- ・本日辞令交付させていただいた皆様におかれましては、今後の富良野の緑化に対し、中心的な役割を担っていただく事をお願いいたします。

4. 説明『富良野市の緑化推進施策の経過と課題、緑化審議会の位置づけについて』

(事務局説明)

富良野市の緑化推進施策について【資料 1】

1. 関連計画策定の経緯

- ・高度経済成長期の開発の影響から、都市部での緑地が激減したことを受け、積極的に緑を保全することを目的として、昭和 48 年に「都市緑地保全法」が制定されました。
- ・この法律に基づき、昭和 60 年に公園や緑地などの整備目標を定めた「富良野市緑のマスタープラン」を策定し、昭和 61 年には「富良野市緑化推進条例」を制定、さらに平成 2 年には、緑の基本計画として「み緑アップふらの緑化基本計画」を策定しました。
- ・富良野市緑化推進条例の制定に伴い、翌年の昭和 62 年、市の諮問機関として「富良野市緑化審議会」が設置されました。
- ・他に、平成元年に「公共緑化マニュアル」、平成 6 年には「富良野市景観ガイドプラン」などが策定されています。
- ・平成 6 年には、都市緑地保全法の一部が改正され、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として緑の基本計画を策定することとなりましたが、富良野市のように、改正前の法に基づき、すでに緑のマスタープランを策定している市町村については、次の計画改定時に緑の基本計画へと移行していくこととされ、富良野市では、平成 14 年 1 月に現在の「富良野市緑の基本計画」を策定しました。

2. 富良野市緑の基本計画

- ・「富良野市緑の基本計画」の策定にあたっては、当時の都市緑地保全法に、市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランの内容に即していなければならないと規定されていたことから、平成 10 年に策定した、当時の「富良野市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、その内容に基づいています。
- ・緑の基本計画は、市町村が緑地の適正な保全をし、そして緑化を推進するために、その目標、また、実現のための施策を定めるものとなっており、その対象区域は、上位計画である都市計画マスタープランと同様に、都市計画区域としています。
- ・富良野市緑の基本計画の目標年次は、当時の都市計画マスタープランにあわせ、平成 29 年に設定しています。

- ・【資料5】をご覧ください。富良野市の都市計画区域を示した図となっております。2,227ha が指定されていて、この都市計画区域が緑の基本計画の対象区域となっております。
- ・緑の基本計画では、都市計画マスタープランの「まちごと公園に向けて」というキャッチフレーズを継承し、都市計画区域を一つの大きな公園に見立て、公園を創り出す様なイメージで基本方針が設定されています。都市レベルの基本方針のうち、緑の基本計画には「自然環境の保全、公園緑地」「都市景観」「都市防災」の3項目について、方針の推進にむけた施策などが盛り込まれています。
- ・都市計画マスタープランについては、平成10年の策定以降における、少子高齢化、人口減少、環境問題等の社会情勢の変化や、それに対応した平成18年のまちづくり三法などの関連法の改正を踏まえ、平成23年2月に、都市機能の集約、コンパクトなまちづくりを方針とした第2次都市計画マスタープランへと改定しています。

3. 富良野市緑化審議会

- ・緑化審議会は、富良野市緑化推進条例第19条の規定に基づき、条例に定められている事項及び市長の諮問に係る緑化の推進等に関する重要事項の調査審議をするため設置されています。
- ・【資料2】富良野市緑化推進条例と施行規則に、審議会に関する事項が定められています。
- ・緑化審議会の役割として、

①緑の基本計画の策定及び変更に対する調査・審議

②緑の保全地区、保存樹木、緑化推進地区の指定に関する意見

緑豊かな生活環境の確保や景観維持のために必要と認められる区域や樹木を市長（市）が指定する際には所有者の同意と、緑化審議会の意見を聞くとされています。

③緑化の推進等に関する建議

審議会からの緑化推進に対する市への提言などになります。

④このほか緑化推進について市長が諮問した事項に対する調査・審議

- ・上記4点が条例で規定されていますが、ここ数年にあっては、新規の公園設置などの審議事項がなかったため、緑化審議会では街路樹や都市公園などの緑化に関連する「課題」についての意見交換が中心となっていました。
- ・今後、緑の基本計画改定の際には、審議会でも調査・審議をしていただくことを考えています。
- ・建議については、委員からの声により、例えば緑化推進に関する市民意識の向上に資する施策など、市に取り組んでほしい施策などについて、審議会でも内容を検討、精査し、最終的には市長へ提出することになるものですので、今後の審議会の中でぜひご検討いただければと思います。

（事務局）

- ・ただ今の説明に対して、質問や意見はありますか。

(特になし)

5. 審議事項『会長・副会長の選出について』

(事務局)

- ・規定では、委員の互選ということになっていますが、選出方法についてお諮りいたします。

(特に意見なし)

- ・特にご意見がなければ、事務局より提案したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

- ・改選前に引き続き、会長に梶委員、副会長に佐藤委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

- ・全会一致で、事務局案で決定いたします。

6. 会長挨拶

(会 長)

- ・ただ今、会長に選任いただきました。よろしくお願いいたします。

(会長より自己紹介)

- ・緑化審議会は、自然の森林などとは違った都市部の緑に関する審議ということで、いろいろな分野から様々な見識を持った皆様にお集まりいただき、ご意見を賜ることになりますが、市の緑化推進に少しでも貢献できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

7. 情報提供・意見交換 ※以降の進行は会長

(事務局説明前に、各委員より自己紹介)

(事務局説明)

1. 緑の基本計画について

- ・「富良野市緑の基本計画」は平成 14 年 1 月に策定したのですが、計画の前提条件として、人口の増加や市街地面積の拡大を見込んだ内容となっています。
- ・緑の基本計画にある計画の前提条件と目標値の一部を抜粋し、現状の数値との比較も含めて説明します。前提条件の人口、市街地の規模は、緑の基本計画の 91 ページから抜粋したものです。
- ・表中の「計画」は緑の基本計画に掲載されている数値、「実績」は国勢調査の結果です。
- ・計画では、都市計画区域内人口や市街地人口が平成 29 年まで増加の見通しとなっていますが、平成 22 年の実績では、市街地人口は平成 17 年国勢調査の実績より微増となっているものの、都市計画区域内人口は増加に至っていません。一方で、世帯数の実績については計画を大きく上回る数値となっています。また、計画では市街地の拡大を見込んでいましたが、現状では市街地規模は拡大していません。

- ・都市公園の目標と実績についても、計画に対する実績が大きく違うのが分かります。これは、空知川河川敷地における緑地の整備や新たな宅地造成による市街地拡大、これに伴う公園緑地の整備などが目標水準に盛り込まれていることから、市街地を拡大していない実績との間に大きな差が生じています。
- ・街路樹についても、近年、交差点等の見通し確保のためや、枯損による倒木のおそれ、根上がりのため、さらに地域の要望などの理由により伐採を行っていることから、現況の樹木の本数は、緑の基本計画の計画値、計画策定時の数値を下回ると推定されます。
- ・このように、現在の緑の基本計画では、人口の増加と市街地面積の拡大を前提として、都市公園などを増やす計画となっています。
- ・人口減少が進むことが想定され、さらに市街地拡大が見込めない中で、計画の前提条件が現状と合わなくなってきました。先ほど説明しましたとおり、平成 23 年 2 月に改定した第 2 次都市計画マスタープランでは、すでにコンパクトな都市構造を方針として盛り込んでいることから、これらのことを踏まえながら緑の基本計画の改定に向けた議論を進めていく必要があると考えています。
- ・本計画を全体的に見たとき、目標とする数値などについては見直しを要する点として挙げられますが、この計画の基本的な方針については、第 1 次都市計画マスタープランから継承している、現行の第 2 次現都市計画マスタープランとの整合についても合致している状況です。
- ・緑の基本計画の目標年次は平成 29 年度となっていますが、現行の都市計画マスタープランについては、平成 32 年度の改定を予定している事、また、当面、緑化推進に関わり予定される事業がない事などから、緑の基本計画の改定を、都市計画マスタープランの改定にあわせた平成 32 年度以降としたいと考えています。

(会 長)

- ・この件に関し、皆様のご意見をうかがいたいと存じます。

(特になし)

2. 東雲通の街路樹について【資料 4】

(事務局説明)

- ・都市計画道路東雲通については、社会情勢等の変化に伴う土地利用方針の転換 を踏まえ、昨年度、未整備区間の事業化を見据えて、必要な幅員を見直し、一部区間の箇所について、農地側の歩道の取り止めをし、当初決定していた両側歩道から片側歩道にしたことによる幅員の縮小を主な変更点とした都市計画の変更を行いました。
- ・黄金通から北 1 号交差点までの区間（資料では青線：整備済）、北 1 号交差点から南 1 号交差点までの区間（赤点線：未整備）、南 1 号交差点から国道 38 号までの区間（赤実線：未整備）、これらが東雲通という一つの路線として都市計画道路とされています。
- ・未整備区間の内、北 1 号交差点から南 1 号交差点までの延長 1,120m（赤点線）について、今年度事業認可となりました。今年度の実設計、平成 30 年度から工事が始まることになります。
- ・植樹樹の設置個所などについては今年度の実設計の中で検討することとなります。

- ・本日の段階では、情報提供として説明をさせていただきましたが、樹種の選定については必要に応じて、あらためて審議会のご意見を伺うことになるものと考えていますので、その際は、よろしくお願いいたします。

(補 足) 緑の基本計画 101 ページに基づき説明

- ・緑の基本計画の将来市街地地域にある緑の丸の箇所については、市街地の拡大に伴い都市公園を整備する箇所となっています。東雲通から東 6 線までの箇所について、第 1 次都市計画マスタープランでは市街地になりうることを想定していますが、第 2 次では田園ゾーンとし、田園環境を保全していくとしています。この点において、緑の基本計画の数値が現状と大きく違っている部分となります。
- ・こうした経過を踏まえ、東雲通の今回事業認可となった区間の整備については、農業振興地域の農用地域に道路は作らないので、市街地側のみの片側歩道とする都市計画の変更を昨年度行っています。
- ・道路整備を担当する都市施設課によると、今回整備する区間の工事は、予算の確保の関係上 5 年はかかるとの事なので、植樹については通常最終年度となることから、それにあわせて、樹種の選定について審議会にて意見を伺いたいということで、今回は情報提供とさせていただいています。

(会 長)

- ・この件に関し、皆様のご意見をうかがいたいと存じます。

(特になし)

8. その他

(事務局説明)

1. 審議会の議事録について（取りまとめの上、委員の確認を経て公開）
2. 緑の基本計画冊子について（持ち帰り希望者以外は回収）
3. 市民植樹祭について（参加案内）
4. マイナンバーについて（新任委員のみ）

9. 閉会（午後 4 時 30 分）